

特別区道路線の認定について (豊島区西池袋一丁目・西池袋五丁目地内)

1. 理 由

当該道路は、これまで都道池袋谷原線の一部として東京都が管理し広く一般に利用されてきたところであり、池袋駅西口地区における商業及び業務等の面においても地域の顔としての役割を果たしている主要な路線である。

そのため、地域の活性化や魅力ある街づくりを進めるうえで密接な係わりを持つ道路であることから、平成14年10月に東京都へ移管照会したところ、区へ移管する旨の回答を得た。

よって、特別区道として管理するために道路法第8条の規定に基づき認定の手続きを行うものである。

2. 認定路線概要(別添図参照)

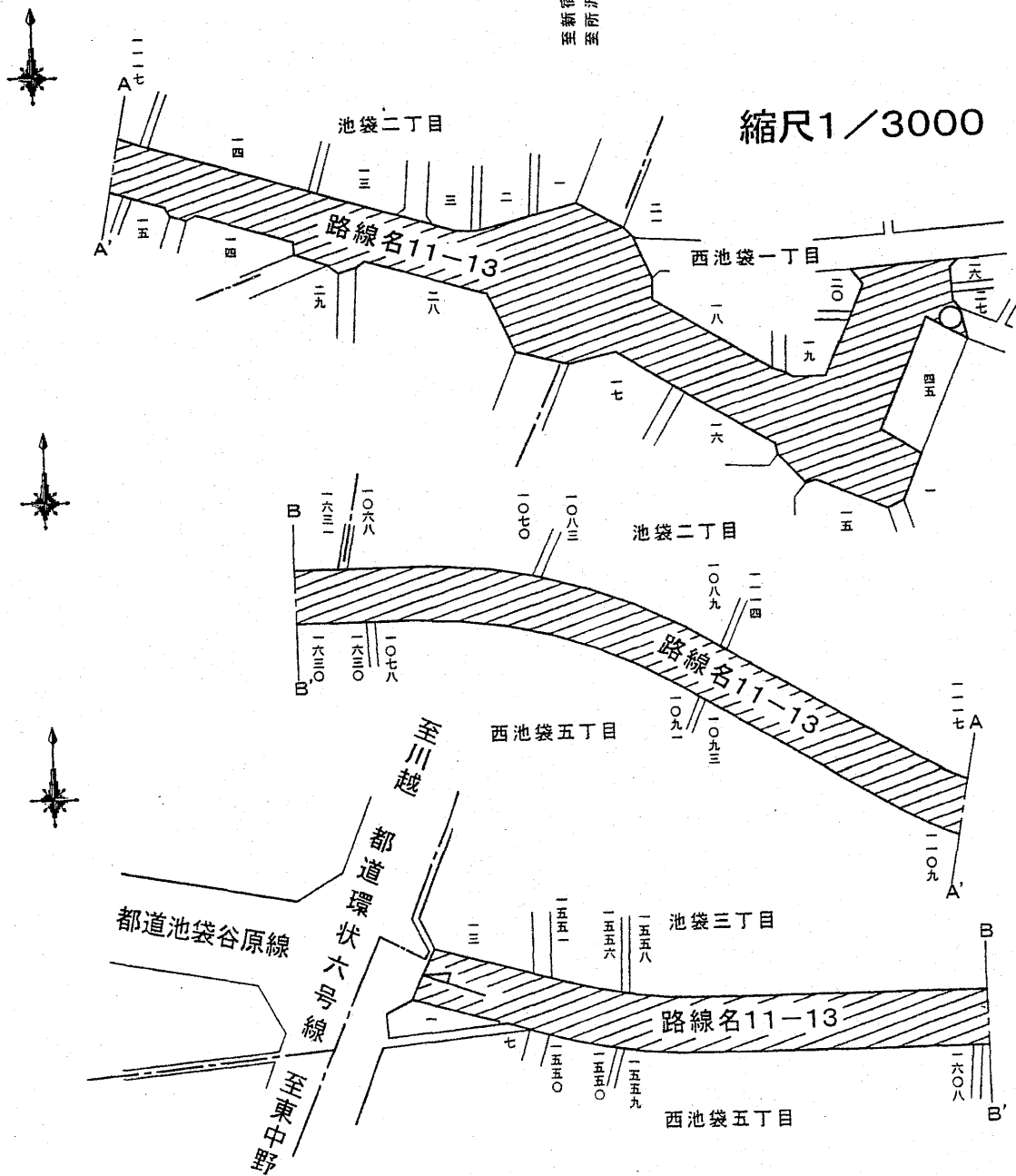
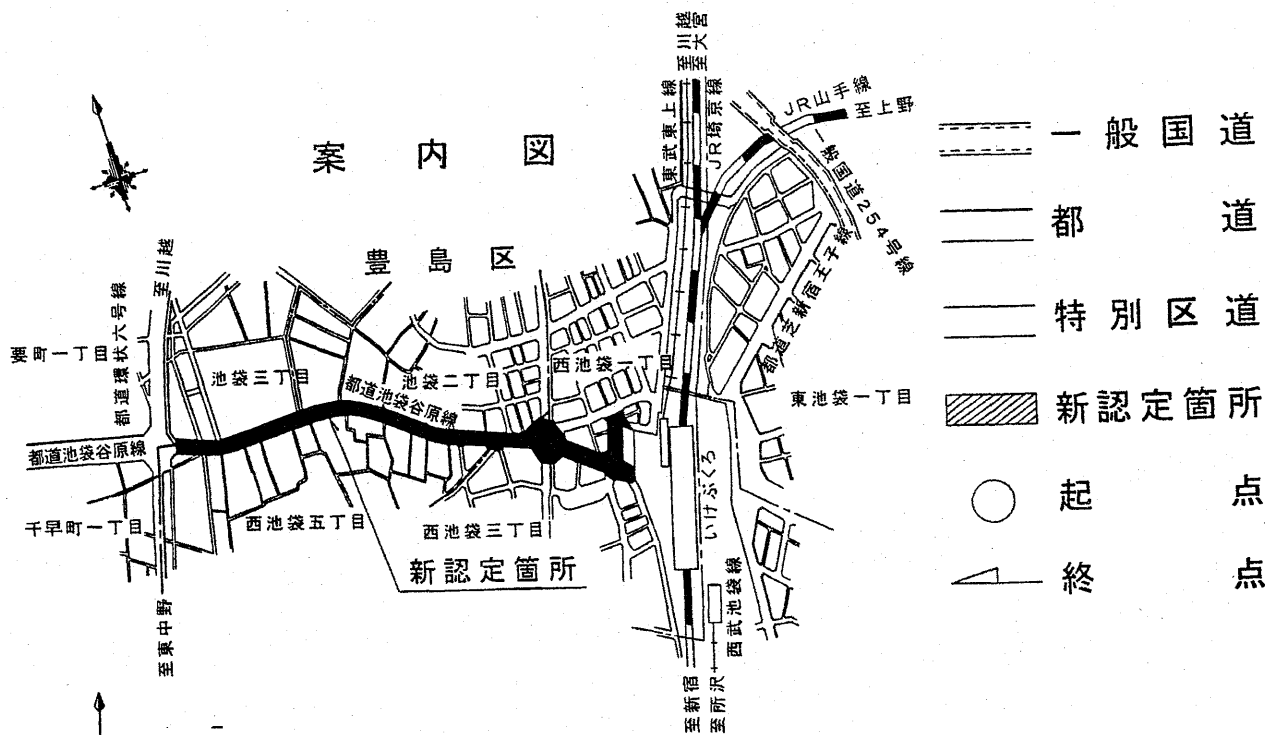
路 線 名 11-13

延 長 1,063m

面 積 31,480㎡

認定箇所 豊島区西池袋一丁目27番先から
豊島区西池袋五丁目1番先まで

豊島区西池袋一丁目・西池袋五丁目地内特別区道認定路線図



14 豊土管発第 91 号

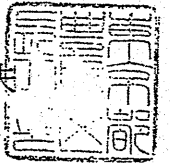
平成 14 年 10 月 1 日

東京都建設局長

小 峰 良 介 様

東京都豊島区長

高 野 之 夫



都道の移管について（照会）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、本区の道路行政につきましては平素から格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知の通り、池袋副都心の中心市街地である池袋東西地区では各事業者による大規模プロジェクトが次々と展開されています。

東口地区では、東池袋四丁目地区市街地再開発事業、都市計画道路環状 5-1 号線の道路事業及び都市高速鉄道地下鉄 13 号線の建設が鋭意行われています。

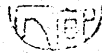
西口地区では、貴局による都市計画道路環状 6 号線の拡幅整備事業、補助 172 号線の建設、さらに相互して本区による補助 173 号線の建設が事業化されています。また、山手通りでも首都高速道路公団による中央環状新宿線の建設が本格化されるなど街づくり事業の進展が図られています。

このような状況から、平成 13 年度に東口地区の音羽池袋線（通称グリーン大通り）及び池袋谷原線の一部（池袋大橋等）の移管を受け、本区の街づくり事業と相まった道路管理を行っているところです。

さて、この度、東口地区と同様に池袋副都心の顔としての役割を果たしている西口地区の駅前広場とそれに繋がる地域内道路が地元の商業・業務の活性化や魅力ある街づくりと密接な係わりをもつことから本区が率先して地域特性を生かした道路管理を行う必要があると考えます。

このことから、平成 15 年 4 月を目途に別添図区間の池袋谷原線の移管を受けたいので意見照会するものであります。

なお、都道移管に際し関連する西池袋共同溝の取り扱いについては別途協議をお願いいたします。



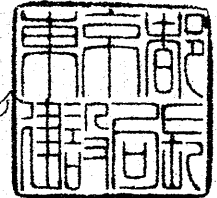
14建道管路第3151号。

平成14年10月23日

東京都豊島区長 殿

東京都建設局長

小 峰 良



都道池袋谷原線の移管について（回答）

平成14年10月1日付14豊土管発第91号により照会のあったことについては、
下記のとおり回答します。

記

- 1 照会のあった区間については、貴区に移管します。
なお、本件箇所道路区域については、平成15年3月31日をもって廃止します。
- 2 西池袋共同溝の取扱いについては、別途協議します。
- 3 その他必要な事項については、別途第四建設事務所長と協議願います。

